「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく「とうがらし類」「しょうが」「カリフラワー」「ブルーベリー」「大麦」「いちご(種子繁殖型)」の県慣行レベル(最終案)

品目区分	品種・作型区分等	化学合成農薬	化学肥料使用量
		使用成分回数	窒素:kg/10a
とうがらし類	ししとう、甘長とうがら	24	50. 0
	し、とうがらし		
しょうが	根しょうが	20	30. 0
カリフラワー	秋冬穫	14	32. 0
ブルーベリー		8	9. 0
大麦		8	17. 6
いちご(種子繁	よつぼし等・促成栽培	48	22. 0
殖型)			

全て一作の慣行レベル案です。

品種・作型区分等は指定がある場合のみを記入しています。